

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		販売行為等の許可
根拠法令及び条項		新座市立公民館条例第14条 公民館内において、物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けた場合は、この限りでない。
所管部課係名		教育総務部公民館
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	次に該当する場合に、販売等を許可する。 (1) 社会教育団体関係又はこれに類すると認められる団体が行うバザーであること。 (2) 原則として総売上げの全部又は一部を福祉施設、青少年教育振興基金等に寄付する団体であること。 (3) 販売品は、市価より廉価であり、手作り又は不用品の範囲であること。 (4) 公民館まつりや市及び教育委員会等の後援・協賛による公共的イベントにおける模擬店での販売。 (5) 収支の状況を館長に報告すること。 (6) 利用は、1団体につき原則として年1回2日以内に限る。
	参考事項	当該許可に係る利用について必要な条件を付け、又は必要の都度利用に関する指示をすることができる。(第8条第3項)
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 原則即日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)